

## 令和2年6月教育委員会定例会・会議録（要旨）

- 1 開 会 令和2年6月5日（金曜日） 15時30分
- 2 閉 会 令和2年6月5日（金曜日） 16時26分
- 3 場 所 様子町中央公民館 小ホール
- 4 会 議 次 第
  - 教育長報告（行政報告）
  - 議案第8号 様子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 議案第9号 様子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第10号 令和2年度教育費補正予算（第2号）について
  - 議案第11号 令和2年度就学援助費給与者の認定について
- 5 出 席 委 員 荒木教育長、佐々木委員、池田委員、櫻庭委員、千葉委員
- 6 事務局出席者 秋山生涯学習課長、川口生涯学習課参事、越後生涯学習課長補佐  
児玉生涯学習課主幹（社会教育担当）、東生涯学習課総務係長、小島  
主査（社会教育主事）、徳田町立幼児センター園長、森山町立幼児セ  
ンター主幹（事務長）、角井子育て支援係長
- 7 会議を傍聴した者 なし
- 8 議 事 の 経 過 別紙のとおり

開会 教育長が6月定例会の開会を宣言

○教育長報告(行政報告)

○議案第8号 様似町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】

○森山幼児センター主幹(事務長) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、市町村で条例を定めることになっております。その基準を定める厚生労働省において、今回その基準が一部改正されたことに伴い、本条例についても同様の改正を行うものです。

主な改正内容は、家庭的保育事業者等による卒園後の連携施設の確保について、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合、連携施設の確保を不要とすることができることの改正。また、居宅訪問型保育事業については、保護者の疾病や障害等により家庭において 養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育事業の実施について、これまで可能となっていたが、条文に規定し明確化したことによる改正。

【採決】 原案可決

○議案第9号 様似町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】

○森山幼児センター主幹(事務長) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は市町村で条例を定める基準に従い、教育・保育を提供するよう子ども子育て支援法で定められており、その条例の基準については、内閣府令で定める基準に従うこととして、子ども子育て支援法で規定しています。今回その基準が一部改正されたことに伴い、本条例についても同様の改正を行うものです。

主な改正内容は、特定教育・保育施設との連携に係る規定の改正となっており、現行規定では、特定地域型保育事業者は、小規模な保育事業であることから、「集団保育の提供提供などの保育内容支援」、「職員の病気等による代替保育の提供」、「3歳以上児の卒園後の受け皿の確保」の役割を担う連携施設(3歳以上児の受入枠がある認定こども園や幼稚園又は保育所)を設定することを求めていましたが、今回の基準改正により連携要件の緩和等のための改正。

【採決】 原案可決

○議案第 10 号 令和 2 年度教育費補正予算（第 2 号）について

【説 明】

○秋山生涯学習課長 歳入補正は 14 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、7 目・教育費補助金、1 節・小学校費補助金で 482 万 6 千円【公立学校情報機器購入事業補助金・家庭学習のための通信機器整備支援事業補助金】、2 節・中学校費補助金で 273 万 6 千円【公立学校情報機器購入事業補助金・家庭学習のための通信機器整備支援事業補助金】歳入補正額合計は 756 万 2 千円となり、補正後の歳入合計を 3 千 970 万 1 千円とする。

歳出補正は 10 款・教育費、1 項・教育総務費・2 目・事務局費・8 節旅費は 4 万 6 千円【会計年度任用職員通勤手当】、18 節・負担金補助及び交付金は 24 万円【奨学資金交付金】、2 項・小学校費、1 目・学校管理費、10 節・需用費は 57 万 7 千円【消耗品費】11 節・役務費は 44 万 9 千円【家庭学習・通信機器整備支援事業手数料等】、12 節・委託料は 1 千 89 万 1 千円【情報機器購入事業委託料】、3 項・中学校費、1 目・学校管理費、10 節・需用費は 36 万 5 千円【消耗品費】、11 節・役務費は 28 万 4 千円【家庭学習・通信機器整備支援事業手数料等】、12 節・委託料は 675 万 4 千円【情報機器購入事業委託料】、2 目・教育振興費は 4 万 6 千円【会計年度任用職員通勤手当】、5 項・社会教育費、5 目・図書館費、8 節・旅費は 7 万 5 千円【会計年度任用職員通勤手当】10 節・需用費は 17 万 3 千円【地下タンク配管、通気管修繕】、17 節・備品購入費は 70 万円【図書等購入】、6 項・保健体育費、1 目・保健体育総務費、18 節・負担金補助及び交付金は 12 万円の減額【様似町体育協会補助金（大会開催補助）】2 目・体育館費、10 節・需用費は 40 万円【スポーツセンターバスケットゴール撤去費用】を補正する内容で 10 款・教育費の歳出補正額合計は 2 千 88 万円を増額し、歳出合計を 3 億 1 千 521 万 2 千円とする。

【採 決】 原案可決

○議案第 11 号 令和 2 年度就学援助費給与者の認定について

【説 明】

○越後生涯学習課長補佐 令和 2 年度就学援助費給与者の決定について、3 名の対象者について説明をなす。

【採 決】 原案可決

閉会 教育長が 6 月定例会の閉会を宣言